

京都大学における放射線障害の防止に関する規程及び京都大学放射性同位元素総合センター利用規程の一部を改正する規程

第一条 京都大学における放射線障害の防止に関する規程（平成十三年達示第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中、「放射性同位元素総合センター」を「環境安全保健機構」に改める。  
第十三条中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をする者（以下この条において「登録申請者」という。）」に、「小委員会」を「環境安全保健機構」に改める。

第二条 京都大学放射性同位元素総合センター利用規程（昭和五十四年達示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条中「前条第一項」を「前条」に、「以下」を「第八条において」に改める。

第四条第二項及び第五条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

第六条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第三項を削る。

第十条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。